

昭和六十年大蔵省令第十八号

日本たばこ産業株式会社法施行規則

日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）を実施するため、日本たばこ産業株式会法施行規則を次のようすに定める。

（発行する株式を引き受ける者の募集等の認可の申請）

第一条 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号。以下「法」という。）第二条第二項第一号の規定によりその発行する株式を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 募集株式（当該募集に応じてその発行する株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下同じ。）の数（種類株式発行会社にあっては、募集株式の種類及び数）

二 募集株式の払込み額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）又はその算定方法

三 募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間

四 募集の目的

二 会社は、法第一条第二項第二号の規定により株式交換に際して株式を交付することの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の商号及び住所

二 株式交換に際して交付しようとする株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項

三 株式交換完全子会社の株主（会社を除く。以下同じ。）に対する株式の割当てに関する事項

五 株式交換がその効力を生ずる日

三 会社は、法第一条第二項第二号の規定により株式交付に際して株式を交付することの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 株式交付子会社（会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。）の商号及び住所

二 会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

三 会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に對して当該株式の対価として交付する会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項

四 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の会社の株式の割当てに関する事項

五 会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

六 前号に規定する場合において、会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として株式を交付するときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項

七 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の株式の割当てに関する事項

八 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日

九 株式交付がその効力を生ずる日

十 株式交付に際して株式を交付する目的

（新株予約権を引き受ける者の募集等の認可の申請）

第二条 会社は、法第一条第二項第三号の規定によりその発行する新株予約権を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 募集新株予約権（当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下同じ。）の内容及び数

二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。）又はその算定方法

四 募集新株予約権を割り当てる日

五 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

六 株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとするときは、その旨及び当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日

七 募集の目的

二 会社は、法第二条第二項第四号の規定により株式交換に際して新株予約権又は新株予約権付社債の交付の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所

二 株式交換に際して交付しようとする新株予約権の内容及び数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその算定方法

三 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項

四 株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対する当該新株予約権に代わる会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者への有する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という。）の内容

ロ 株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する会社の新株予約権の内容及び数

又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項

六 株式交換がその効力を生ずる日

七 株式交換に際して新株予約権を交付する目的

三 会社は、法第二条第二項第四号の規定により株式交付に際して新株予約権等の交付の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 株式交付子会社の商号及び住所

二 会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

三 会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に對して当該株式の対価として金銭等（会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ 当該金銭等が会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各新株予約権付社債の金額の合計額又はその算定方法並びに当該新株予約権付社債に付された新株予約権の内容及び数又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

五 会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受けようときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

六 前号に規定する場合において、会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

3
会社は、法附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社が実施していた第二次葉たばこ生産対策事業（葉たばこの生産基盤の強化のための助成事業をいう。）を引き続き実施する間ににおいては、当該事業の趣旨及び当該事業に要する経費の総額を第八条第一項又は第二項に規定する申請書に記載しなければならない。

附 則（平成一二年八月二日大蔵省令第六九号）抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年四月二六日財務省令第三四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年三月一日財務省令第六号）
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年四月二八日財務省令第四〇号）
 この省令は、平成十八年五月一日から施行する。
附 則（平成二三年一二月二日財務省令第九一号）
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和三年三月一日財務省令第五号）
 この省令は、公布の日から施行する。